

令和2年度 南大隅町議会定例会10月会議 会議録(第1号)

招集年月日 令和2年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 2日

開 議 令和2年 10月 19日 午前 9時 44分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

欠 番	6番 水谷俊一君	10番 大久保孝司君
2番 松元勇治君	7番 日高孝壽君	11番 木佐貫徳和君
3番 津崎淳子君	8番 大坪満寿子君	12番 浪瀬敦郎君
5番 後藤道子君	欠 番	13番 大村明雄君

欠席議員 な し

会議録署名議員 : (11番)木佐貫 徳和君 (12番)浪瀬 敦郎 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)下園 敬二 君 (書記)立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田俊彦君	商工観光課長	愛甲真一君
副町長	白川順二君	教育振興課長	上大川秋広君
教 育 長	山崎洋一君	総務課課長補佐	中之浦伸一君
総務課長	相羽康德君	総務課主幹	古殿裕一郎君

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 : 令和 2年 10月 19日 午前 9時 59分

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 24号 南大隅町公民館条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 4 議案第 25号 学校情報機器購入契約の締結について議決を求める件

日程第 5 委員会の調査報告について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和2年度南大隅町議会定例会10月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたのでご了承願います。

▼ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、木佐貫徳和君、及び浪瀬敦郎君を指名します。

▼ 日程第 2 審議機関の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
10月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、10月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第 3 議案第24号 南大隅町公民館条例の一部を改正する条例制定の件について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第24号 南大隅町公民館条例の一部を改正する条例制定の件についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第24号は、南大隅町公民館条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、南大隅町中央公民館機能の新庁舎への移転に伴い、今後も町民の生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うため、別表（第10条関係）1の中央公民館使用料の区分及び使用料の変更をしようとするものであります。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし。」という者あり）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第24号 南大隅町公民館条例の一部を改正する条例制定の件についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」という者あり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第24号 南大隅町公民館条例の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第4 議案第25号 学校情報機器購入契約の締結について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第25号 学校情報機器購入契約の締結について議決を求める件についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第25号は、学校情報機器、購入契約の締結について議決を求める件についてであります。本件は、学校情報機器（GIGAスクール・タブレット）の購入契約につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 契約の目的は、情報機器（タブレット342台）
 - 2 契約の方法は、鹿児島県共同調達 プロポーサル方式による随意契約
 - 3 契約金額は、2千1百98万8千8百90円
 - 4 契約の相手方は、鹿児島市金生町4番10号 富士電機ITソリューション株式会社
鹿児島支店長 福永志保でございます。
- よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
ありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第25号 学校情報機器購入契約の締結について議決を求める件について採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第25号 学校情報機器購入契約の締結について議決を求める件については、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第 5 委員会の調査報告

議長（大村明雄君）

日程第5 委員会の調査報告を行います。
指定管理施設等調査特別委員会委員長の報告を求めます。

指定管理施設等調査特別委員長（松元勇治君）

指定管理施設等調査特別委員会は、令和2年度6月第2会議において設置され、商工観光課の聞き取り、町内指定管理施設の現地調査・指定管理者との意見交換、IHU株式会社 鹿屋支社長 須崎氏を招いての講話を経て、調査を終了しましたので報告いたします。

7月14日、町全体の指定管理施設の概要を調査し、新型コロナウイルス感染症拡大により、施設の営業停止を余儀なくされ、また利用者の減少が続き、施設の運営に大きな影響を受けている観光関連施設に絞り調査することとしました。

8月4日、商工観光課の主管する5施設の過去3ヶ年の利用者の推移や収支状況、指定管理料について調査いたしました。

商工観光課からは、現在も以前客足は戻っていないとの報告がありました。

委員からは、町の支援のポイントを見つけるために、利用者のニーズを掴むのが重要だとの意見に、商工観光課から地域内経済循環対策事業で利用者にモニタリングの協力をもらい次に活かしたいとの回答がありました。

8月18日、商工観光課所管の指定管理施設の現地調査と併せ、指定管理者との意見交換を行いました。

指定管理者からは、新型コロナウイルス感染症の予防対策は取っているものの影響は大きく、経営は厳しい状況である。イベントができない。指定管理期限の延長はできないか検討してほしい。施設の劣化が心配で指定管理者の修理負担が大きい等の意見が出されました。

委員からは、コロナ禍の厳しい状況のなか経営努力が見られる。指定管理期限の延長も受け入れていいのではないか。指定管理者負担の修繕費20万円の見直しを検討すべき等の意見も出されました。

また、1年半休止している、さたでいランドについては、様々な活用方法を検討すべきとの意見も出されました。

9月16日、IHU株式会社 鹿屋支社長 須崎氏の講話では、指定管理者制度では、PPP（官民連携）が一番大事なことで、自治体と事業者が常に連携しチェック機能を持つことである。

施設管理には、設備及び管理に知識があるか重要である。災害時は避難及びライフラインを提供する施設としての太陽光及び蓄電機能を導入する検討も必要である。コロナ禍にあって、厳しい状況が予測されるが、大都市圏や密集地域が敬遠される時代で、過疎地域では、大きなビジネスチャンスになりうる。との講話でありました。

本委員会では、

1、新型コロナウイルス感染症等の影響に対しては、現指定管理者の継続も含め柔軟に対応を検討されたい。

2、町と指定管理者が、管理運営について、常に連携する体制を構築されるよう検討されたい。

3、施設の維持修繕について、費用負担の見直しを検討されたい。

4、常に社会情勢や利用者のニーズを捉え、活かす体制を検討されたい。

以上、委員全員の意見の一致をしたものであります。

なお、現地調査及び意見交換での個別の意見、要望は、調査に同行された商工観光課長に、その場で伝えてあります。

また、同様に指定管理者へも個別の意見、要望は伝えております。

10月6日の本委員会において、今回の報告をもって、最終報告とすると決定されまし

た。

以上で、指定管理施設等調査特別委員会の最終報告といたします。

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

令和2年度南大隅町議会定例会10月会議を散会します。

散 会 : 令和 2年 10月 19日 午前 9時 59分